

前回定例会（平成18年8月2日）以降の行政の動き

平成18年9月6日
原子力安全・保安院
原子力安全地域広報官

1. 柏崎刈羽原子力発電所第1号機第1回定期安全管理審査の評定結果の通知について（8月7日）

原子力安全・保安院（以下「当院」）は、独立行政法人原子力安全基盤機構（JNES）から審査結果の報告のあった東京電力㈱柏崎刈羽原子力発電所第1号機第1回定期安全管理審査について、規定に基づき評定を実施し、評定結果を事業者等に通知。配管肉厚管理を適切に実施する上で憂慮すべき事項等はあったものの、重大な不適合と判断されるものは認められず、B（当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得る）の評定となった。

2. 中部電力㈱浜岡原子力発電所3号機におけるハフニウム板型制御棒のひび等について（8月7日）

中部電力㈱から、5月31日の当院の指示に基づき、浜岡原子力発電所3号機（沸騰水型：定格電気出力110万キロワット）で使用されているハフニウム板型型の制御棒13本のうち1本について外観点検を実施したところ、ひびが確認された旨、報告を受けた。今後、事業者が実施する調査等を聴取し、既知のひびと同様のものであるか否かを確認していく。

3. 東北電力株式会社における配管肉厚管理の徹底について（8月21日）

当院は、女川原子力発電所2号機における配管減肉事象を踏まえ、東北電力（株）に対し、配管肉厚管理の再徹底を求め、必要な点検頻度の見直しや代表部位による管理方法の見直しを指示（6月7日）した。

8月21日、同社から女川1号機、2号機及び3号機の点検結果、減肉の原因調査結果の報告に併せ、配管肉厚管理方法の見直しについての報告書を受領。当院としては、当該報告書の内容について、現在の知見に照らして妥当であると判断。

4. 原子力安全委員会耐震指針検討分科会における改訂指針の原案の取りまとめについて（8月28日）

原子力安全委員会原子力安全基準・指針専門部会耐震指針検討分科会は、8月28日に新しい耐震設計審査指針の原案を取りまとめた。今後、原子力安全委員会本委員会の審議を経て、正式に決定される予定。当院としても、正式な指針の改訂の後、既設の原子力発電所等についても、改訂された指針に照らして耐震安全性を確認していく。

5. 原子力発電所における計器の設定誤り等への対応について（第2報）（8月31日）

当院は、東京電力㈱福島第一原子力発電所における計器の設定誤り等への対応として、東京電力㈱に対し、同社の全ての原子力発電所に設置されている計器が適正な指示値を示すことについて点検を指示していたところ、8月31日に、同社から、これまでの点検結果を踏まえた原因究明と再発防止策について、中間報告を受けた。

当院は、報告内容について検討を行った結果、計器に対する妥当性確認方法を決めていなかったなどの原因究明が適切にされていること、今後の対応として、計器取替時における妥当性確認が適切に行えるよう確認方法等の仕組みを構築するなど再発防止対策を講じることとしていることから、報告内容は概ね妥当と判断。

また、同様の設定誤りは他の事業者においてもあったと報告を受けている。

当院としては、これらの計器の設定誤り等に関して取りまとめ、事業者に通知して注意を促すとともに、今後、事業者の品質保証体制等を含む取り組みを注視し、必要に応じて保安検査、使用前検査、定期検査等により、計器が正しく設定されていることを確認していく。

以上